

**なはの日広告物等製作業務委託
企画提案公募実施要領**

1 事業目的

令和6年7月14日に東京ドームで開催される巨人戦を「めんそ〜れ沖縄・那覇DAY」と称し、沖縄・那覇をPRするイベントを実施するにあたり、来場者向けに配布する観光PRのうちわ、グッズ、抽選会賞品、PR映像等の企画提案を実施する。

2 委託事業名

なはの日広告物製作業務委託

3 業務期間

- ・ 契約締結の日から令和6年7月31日まで
- ・ 納品期限

①なはの日広告物製作業務委託仕様書の(1)は令和6年7月10日(水)午前必着にて指定先へ発送すること。

②なはの日広告物製作業務委託仕様書の(2)は令和6年7月10日(水)午前必着にて指定先へ発送する。

【①・②指定発送先】

〒112-8575 東京都文京区後楽 1-3-61 東京ドーム気付

【①・②発送期限】

発送日については、契約後に改めて調整する場合がある

③なはの日広告物製作業務委託仕様書の(3)(4)(5)は令和6年6月24日(月)までに本市へデータを提供すること。

4 見積上限額

1,867,000円(消費税及び地方消費税含む)

※当該企画提案にあたっては、上記金額の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

5 製作業務内容

別紙1「なはの日広告物製作業務委託仕様書」のとおり

6 募集等における主なスケジュール

- ・ 公募開始 令和6年5月9日(木)
- ・ 質問締切 令和6年5月15日(水) 正午
- ・ 提案書及び参加表明締切 令和6年5月23日(木) 正午

- ・書類審査
- ・契約

令和 6 年 5 月 27 日（月） ※予定

令和 6 年 5 月下旬 ※予定

7 プロポーザル方式の形式

本事業は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

8 企画提案公募参加の資格

本業務に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 本市に本社、支店又は営業所のいずれかを置いている法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営内容や業務実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するにふさわしい技術を備えていること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者。
- (6) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。
 - ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第 2 条第 2 号の暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
 - ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 租税（国税及び那覇市税）を完納していること。

9 質問

本件業務に関する質問がある場合は、様式 2「質問書」を提出すること。

- (1) 受付期限：令和 6 年 5 月 15 日（水）12：00 必着【期限厳守】
- (2) 提出先：様式 2「質問書」は 14. 連絡・照会先あてにメールで提出すること。
- (3) 回答：令和 6 年 5 月 16 日（木）に、本市公式ホームページに掲載する。
※電話、口頭、FAX による照会対応は行わない。
- (4) 留意事項
 - ア 那覇市物品購入等入札参加資格の認定を受けている場合
那覇市物品購入等入札参加資格認定通知の写しを様式 1「提案参加届出書」に添付すること。
 - イ 那覇市物品購入等入札参加資格の認定を受けていない場合

次の書類を様式 1「提案参加届出書」に添付すること。

- (ア) 定款 ※写し可
- (イ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (ウ) 印鑑証明書 ※写し可
- (エ) 納税証明書（市町村税及び消費税を滞納していない証明書）※写し可
- (オ) 営業証明書
- (カ) 財務諸表

10 参加表明書及び提案書等の提出

上記 8 の参加条件を全て満たし、企画提案を希望する事業者は、様式 1「提案参加届出書」を提出すること。

企画提案書は、別紙 2「企画提案書作成要領」及び別表 1「審査項目一覧」に基づき作成すること。

- (1) 受付期限：令和 6 年 5 月 23 日（木）正午必着【期限厳守】
- (2) 提出書類：様式 1「提案参加届出書」及び下表「提出書類一覧」のとおり
- (3) 提出先：14. 連絡・照会先あてに持参すること。
- (4) 提案参加届出書提出時の留意事項

ア 那覇市物品購入等入札参加資格の認定を受けている場合

那覇市物品購入等入札参加資格認定通知の写しを様式 1「提案参加届出書」に添付すること。

イ 那覇市物品購入等入札参加資格の認定を受けていない場合

次の書類を様式 1「提案参加届出書」に添付すること。

- (ア) 定款 ※写し可
- (イ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (ウ) 印鑑証明書 ※写し可
- (エ) 納税証明書（市町村税及び消費税を滞納していない証明書）※写し可
- (オ) 営業証明書
- (カ) 財務諸表

- (5) 見積書及び見積明細書（様式 3-1 及び 3-2）作成における留意点

ア 見積書の合計金額は 1,000 円単位とすること。

イ 別紙 1「業務委託仕様書」の「3 業務内容」の項目毎に記載すること。

<提出書類一覧>

提出書類	提出部数
提案書（指定様式なし）	正 1 部、副 8 部
様式 1「提案参加届出書」	※押印箇所には代表者印を押印すること。 副本は写しで構わない。
様式 3-1「見積書」 様式 3-2「見積明細書」	※提案書に綴る様式 1「提案参加届出書」は、正本、副本ともに写しで構わない。

11 委託契約候補者の選定方法

(1) 審査評価手法

提案審査評価については、経済観光部所管事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて、書類審査を行う。

(2) 審査評価区分及び評価方法

審査評価委員会にて、企画提案点及び価格点、総合評価の合計点により審査評価を実施する。内容については以下のとおり。

審査評価区分	審査評価方法
企画提案点	別表1「審査項目一覧」に示す事項を審査項目とし審査及び評価を実施する。
価格点	見積額の審査を実施する。 見積上限額を下回った場合に段階的に加点する。
総合評価点	上記の評価区分を総合的に評価する

(3) 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

書類審査後、審査委員毎に採点し、その合計点が高い順に順位を決め、次のとおり優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

- ア 順位を1位とした審査委員の数が最も多い者を優先交渉権者、次に多い者を次点交渉権者とする。
- イ 上記アの方法において、順位を1位とした審査委員の数が同数の場合、2位とした審査委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。
- ウ 上記ア及びイの方法においても、優先交渉権者が決まらない場合は、審査委員の合議によるものとする。
- エ 上記ア～ウに関わらず、審査委員の企画提案点の合計が、配点の6割に満たない場合は選外とするが、評価者の内、下記表に定める評価者が6割以上の評価を行った場合は、優先交渉権者とする。応募者が1者の場合もこれに準ずる。

審査委員数	10人超	9人	8人	7人	6人	5人	4人	3人
6割以上の人数	6割以上	6人	5人	5人	4人	3人	3人	2人

(4) 審査の前提

提案見積額が提案上限額を超えている場合や、本市が示す記載事項の記述が無い場合は審査の対象外とする。

(5) 審査結果の公表

- ア 優先交渉権者の選定後、優先交渉権者及び次点交渉権者を本市ホームページ等にて公表する。
- イ 全提案事業者あてに、優先交渉権者及び次点交渉権者の名称を通知する。

12 受託事業者の決定及び契約

優先交渉権者と契約内容等の詳細について協議する。双方が合意に至れば受託事業者として決定し、業務委託契約を締結する。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

13 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) この要領に違反又は著しく逸脱したとき。
- (4) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。
- (5) その他不正な行為があったとき。

14 その他

- (1) 本業務の提案に係る経費は、提案者の負担となります。
- (2) 提出されたすべての資料の返却はしません。

15 連絡・照会先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 6階
経済観光部 観光課 担当：牧内・神里 電話：(098) 862-3276

Email：K-KAN001@city.naha.lg.jp

※那覇市役所地下駐車場は有料となっており、本件に関する来庁について、無料券は発行できませんので予めご了承ください。

(別表1) 審査項目一覧

審査項目	内容
那覇・沖縄らしさ	全製作物（景品含む）について、観光地としての那覇市をPRする内容となっているか。 加えて、PR映像については音声がなくとも理解できる内容となっているか。
キャンプ地としての那覇	全製作物について、読売巨人軍キャンプ地としての那覇市をPRする内容となっているか。 加えて、PR映像については音声がなくとも理解できる内容となっているか。
満足度（配布物）	那覇・沖縄らしさが感じられ、貰ってうれしい景品となっているか。